

要求書

- 第一條 奥川田山両氏、即將交還スルコト
- 第二條 浮板ノ撰擇ハ自由ナルコト
- 第三條 給料増額ノ件 一、初給十圓ニスルコト 二、昇給ハ三月毎ニ全一圓以上ナルコト 三、即時金二圓全員ノ増額ニ本月昇給月ニ当ルモノハ前項ノ適用スルコト
- 第四條 賞手全額無手当病氣手当支給ハ大人ノ俸ナルコト
- 第五條 勤勞時当ハ八時五分トシ終業時当ハ午後四時五分トスルコト
- 第六條 早出残業手当ハ一時五分ニ定メ支給スルコト
- 第七條 蒲團畳ノ改善ノ件 一、蒲團ハ一年二回洗濯スルコト 二、畳ハ一年一回表替スルコト 三、畳ニ人宛トシ一人ニ給トスルコト
- 第八條 一、入夜後蒲團等ノ工勤者ニテ年十九才ニ達スルモノハ大人同様に俸給ヲ付スルコト 二、前項ニ適用セラルル者ハ大人相当額ノ昇給スルコト (但し中令ノ三三十八大入ノ二五才トシテ適用スルコト)
- 第九條 東ノ賃及ビ女系賃也

東海地産海合社社長殿

少シ事、御免

札、略

貴社には昭和三年五月二十日以降毎朝御欠勤中ノ交御承知ノ通り商店取扱者不足月極刊行書月刊雜誌等一日を争ふ不足物多ク商店ノ業務休止甚難看並並發行元小美若人ニせり多大ノ迷惑損失とあるは勿論商店にも損失甚大業務上貴社等ノ御出勤を永く御待申難ク并々は期二十五日迄に一應御出勤の上従来通り業務に従事有之候候(一日全日迄に御出勤不き節は止むなく当令ノ在勤ノ意志なく故意に商店ノ業務に支障を與へらるゝものト認め即日解雇候条在様御承知有之候候及通知候

昭和三年五月二十日

合資会社 東海地産

支配人 田中 友太郎

敬